



平成 23 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 泉 澤 豊
(コード番号 2687 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 C I O 上 山 富 彦
電 話 番 号 0 4 3 - 2 9 6 - 6 6 2 1

特別損失の計上に関するお知らせ

「その他有価証券」に区分される有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復可能性があるとは認められないものについて、平成 24 年 2 月期第 1 四半期において減損処理による投資有価証券評価損を計上する必要が生じたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、四半期会計期間末における投資有価証券の減損処理につきましては、四半期洗替え法式を採用しているため、平成 24 年 2 月期においては、時価の変動により投資有価証券評価損の計上額が変動する場合、若しくは特別損失を計上しない場合があります。

また、平成 24 年 2 月期より「資産除去債務に関する会計基準」が適用となり、それに伴う影響額を特別損失として当第 1 四半期に計上することとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 平成 24 年 2 月期第 1 四半期における投資有価証券評価損

	単体	連結
平成 24 年 2 月期第 1 四半期会計期間（平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日まで）の投資有価証券評価損の総額	192 百万円	192 百万円

※四半期における有価証券の評価は、〔洗替え方式〕を採用しております。

※当社の決算期末は、平成 24 年 2 月 29 日です。

2. 「資産除去債務に関する会計基準」の適用に伴う特別損失の計上

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）が当第 1 四半期から適用されることに伴い、主に賃貸借契約に基づく原状回復費用等の期首時点における影響額を特別損失に計上いたします。

	単体	連結
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	156 百万円	161 百万円

3. 今後の見通し

現時点におきましては、平成 23 年 4 月 8 日に公表しております平成 24 年 2 月期の第 2 四半期連結累計期間及び通期連結業績予想数値の修正はありません。

以 上